

行田市告示第190号

行田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年6月1日

行田市長 工藤正司

行田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の10第1項の規定に基づき、地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にするため、行田市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の62の8第2号に規定する在宅医療・介護連携をいう。以下同じ。）の課題の抽出及びその対応策の検討に関すること。
- (3) 在宅医療及び在宅介護の継続的な提供体制の構築の推進に関すること。
- (4) 医療・介護関係者（規則第140条の62の8第2号に規定する医療・介護関係者をいう。以下同じ。）の情報共有の支援に関すること。
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- (6) 医療・介護関係者の研修に関すること。
- (7) 地域住民への在宅医療・介護連携に関する普及啓発に関すること。
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護サービス事業者
- (3) 関係福祉団体の職員

- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者
(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。